

(公印省略)

5 嘉財第597号
令和5年10月16日

執行機関の長及び所属長各位

嘉麻市長 赤間 幸弘
(財政課財政係)

令和6年度予算編成方針について

このことについて、嘉麻市財務規則第17条の規定に基づき、下記のとおり予算編成方針を定めたので通知する。

なお、予算要求に当たっては、財政需要を的確に把握し、効果的かつ効率的な予算編成に資するよう努められたい。

記

一 日本経済の状況及び国の動向

内閣府が令和5年9月26日に発表した月例経済報告によれば、「先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」とされている。

また、令和5年7月25日に閣議了解された「令和6年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」では、「経済財政運営と改革の基本方針2023」及び「経済財政運営と改革の基本方針2022」に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進するとされている。

総務省の概算要求では、地方の一般財源総額について、令和5年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているものの、自主財源に乏しく地方交付税等に大きく依存している本市においては、引き続き予断を許さない状況にある。

二 本市の財政状況

令和4年度一般会計決算は、実質収支において784,670千円の黒字であったが、経常収支比率は102.5%と100%を超えており、地方税や普

通交付税などの経常的な収入で、人件費や扶助費といった経常的な支出を賄っていない状態となっており、県内市町村で最も高い数値で推移している。さらに歳入面で地方税などの自主財源の割合が16.7%と非常に低い一方で、歳出面で人件費などの義務的経費の割合が42.1%と高いことから、財政の硬直化が進行する憂慮すべき状況が続いている。

令和5年度の当初予算編成においても、多額の財源不足が生じることとなり、財政調整基金を652,997千円（財政調整基金残高の約2割）繰入れなければ、歳入歳出の均衡がとれない危機的な状況に陥ることとなった。また、国は感染症対策により悪化した財政について、今後、健全化に向けた動きに転換することが見込まれ、令和5年度の臨時財政対策債を含む普通交付税当初決定額は、前年度に比べ222,074千円の減となり、歳入の約3割を占める普通交付税が減額となる影響は非常に大きく、令和5年度の決算においても、危機的な財政状況となることは必至である。

三 予算編成方針

以上の状況を踏まえ、予算編成にあたっては、直近の財政計画や行政改革大綱に基づき、財政基盤の強化を図ることはもちろん、事業の縮小や廃止も含め、徹底した歳出の見直しを行う必要がある。また、公共施設の統廃合や公共インフラ老朽化対策・長寿命化など、多くの喫緊の課題については、一時期の集中的な対応による財源不足を避けるため、緊急性により優先順位を定めるなど、限られた財源を効率的・効果的に配分することを基本方針とする。

また、国の予算、地方財政計画等が未確定の段階であるため、原則として現行制度を前提とする。

1 基本的事項

予算要求にあたっては、職員一人ひとりが市の財政状況に対して危機感を共有し、これまでの慣例や固定意識にとらわれることなく、全ての事務事業についてゼロベースから再検証し、更なる徹底した歳入増加及び歳出削減を図ること。

(1) 当該年度の歳入歳出バランスの均衡

令和6年度当初予算においても、普通交付税等の歳入の大幅な増加は見込めないことから、多額の財源不足が生じることが想定される。財源不足に対応するため、財政調整基金の繰入れは避けられない状況であるが、将来的に基礎的自治体として持続可能な財政基盤を確立する必要があることから、大規模災害に対応するための経費を除き、財政調整基金の繰入れは前年度当初予算額を下回る額とする。

(2) 補正予算計上要件の厳格化

補正予算については、災害復旧事業費など当初予算で見込むことが不可能なものや補助事業の採択により予算化するものに限り編成するものとし、需用費等の経常経費については、原則として認めないものとする。

(3) 既存事業の見直し

既存事業については、徹底してコスト削減を図ることはもちろん、近隣市町や同規模類似団体等との比較により、当市の財政規模に応じ事業費を縮減するとともに、事業継続の必要性（市民ニーズ）などについても再検証し、廃止又は統合に取り組むこと。

なお、段階的な見直しや激変緩和措置を要する場合は、令和6年度予算編成と併せて、翌年度以降の制度見直しに係る年次計画を策定し、予算査定の際に提示すること。

(4) 新規事業の取扱い

新規事業（義務的経費、投資的経費除く。）については、以下を除き原則認めない。

- ・法令等により実施が義務化された事業
- ・実施しなければ市民の生命や財産に影響を与える事業
- ・財政効果を伴う事業（既存事業からの組替えを含む。）

※財政効果を伴う事業は、コストの削減が見込めるもの、当年度の歳入予算に反映できるものに限る。

※義務的経費とは「人件費」、「扶助費」、「公債費」及び「その他支出不可避な経費」とする。

※投資的経費は、「50万円以上の工事に係る経費（設計委託料等を含む。）」及び「単価50万円以上の備品購入費」とする。

(5) 一般財源所要額の調整

各事業に係る経費（義務的経費、投資的経費除く。）において、必要経費の増加が生じる場合は、課の全体経費の中で調整し、課ごとの一般財源所要額は、前年度予算額以下に調整すること。なお、一般財源所要額が前年度予算額以下の要求であっても、市全体で財源不足が生じる場合は、事業の縮小や廃止を行うこととする。

※一般財源所要額とは、事業費から国県支出金や使用料等の特定財源を除いたものとする。なお、地域振興基金及び過疎対策事業債（ソフト）は特定財源には含めず、一般財源扱いとする。

2 財源確保対策

財源確保対策については、第4次行政改革実施計画に準拠し、次に掲げる事項については、積極的に予算に反映をさせること。

- (1) 市税、使用料等の収納率向上
- (2) 未活用財産（賃貸、使用貸借物件を含む。）の売却
- (3) 基金及び公金の効率的な運用
- (4) ふるさと納税の歳入強化
- (5) 新たな財源の確保

また、広告料収入の拡充やネーミングライツの導入等による財源の確保に努めるとともに、先進市町村の取組や各課等において先行して実施している

取組等を参考に、自ら必要な財源を確保し、市民サービスの維持・向上に繋げるという視点に立ち、様々な手段の検討を行うこと。

3 行政改革の推進

第4次行政改革実施計画の実施項目については、実施スケジュールに則り確実に実施するとともに、予算に反映させること。

また、事務事業等について、業務分析・業務量調査をもとに昨年度実施した業務ヒアリング結果を踏まえ、職員が担うべき役割の整理を行い、例年実施されている経常的な事務であっても、職員一人ひとりが業務の効率化を意識し、全体的な事業の見直しに取り組むこと。

4 特定財源の確保

事業実施にあたっては、国庫支出金、県支出金、市債等の特定財源がないか、十分に調査すること。また、補助事業であっても安易に取り組むのではなく、真に必要なものに限定し、継ぎ足し単独分を出さないこと。

また、起債対象事業については、必ず予算要求前に適債性及び発行可能額について財政係と事前協議すること。事前協議を行っていない場合、予算計上は認めないものとする。

5 公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進

公共施設等の管理については、「嘉麻市公共施設等適正化基本方針」及び「嘉麻市個別施設見直し計画（平成31年度～令和7年度編）」を踏まえ、将来の修繕・更新費用の平準化や機能の集約・統合等の検討を進めること。

6 特別会計及び企業会計の経営強化

独立採算の原則に基づき、経営的視点に立って、事業運営の一層の効率化、合理化による支出の抑制と積極的な収入確保に努め、安易に一般会計からの繰入れに依存することのないよう、財政の健全化に努めること。

7 国及び県の動向の的確な把握と対応

国及び県の制度改革等については、常に情報収集に努め、十分に検証した上で予算に反映させること。

また、国庫支出金及び県支出金の廃止、縮減があった場合には、市費負担分の事業費についても、併せて廃止、縮減を基本とすること。

四 予算要求の留意点

【 歳入に関する事項 】

1 市 税

経済の動向や税制改正の状況、最近の税込推移などに留意するとともに、課税客体の捕捉と徴収率の向上に努めつつ、過大計上とならないよう見込むこ

と。

2 地方譲与税、地方交付税等

国の予算編成や関係法令の改正等の動向に留意し、過去の実績等も十分考慮の上、的確に見込むこと。

3 分担金及び負担金

根拠法令に基づき的確な捕捉がなされているか留意すること。また、受益者負担の適正化、公平化の観点から、必要に応じて見直しを行うこと。

4 使用料及び手数料

過去の実績等を考慮し、的確に見込むこと。また、施設の利用状況等を把握し、増収となるよう積極的な検討を図ること。

5 国庫支出金、県支出金

国及び県の予算編成の動向を的確に把握し、できる限り市費の持ち出しを少なくするよう、関係機関との連絡を密に情報収集に努め、効果的な活用を図ること。

6 財産収入

財産の売払い、貸付けについては、現状を的確に把握し、適正に見込むこと。また、今後の利用計画がない遊休市有地又は賃貸、使用貸借物件については、積極的な財産処分を図るなど財源の確保に努めること。

7 市債

後年度の財政負担を考慮し、その対象となる事業の適債性の有無、事業の必要性、緊急度、効果等を十分に検討すること。市債については、当該事業担当課において捕捉し、予算要求前に必ず財政係と協議の上、地方債見積書を提出すること。なお、合併特例事業債を活用する事業を予定している場合は、発行期限である令和7年度までに事業が完了するよう事業スケジュールに留意すること。

8 その他の収入

不確実なものを除き、過去の実績等により慎重に捕捉し、過大見積りのないよう注意すること。

【 歳出に関する事項 】

1 人件費

歳出総額に占める割合が極めて高く、財政硬直化の大きな要因となっているため、定員適正化計画の着実な実施など、一層の削減に努めること。また、委員報酬を要求するにあたっては、附属機関であることを確認し、条例等の根拠を明らかにすること。

会計年度任用職員については、その任用に関し、財源の有無にかかわらず、任用の必要性を再度検証し、原則として以下に該当しないものについては、廃止又は減員等の調整を行うこととする。

- (1) 正規職員の産休、育休及び病休に係る代替職員（事務執行に当たり、必要人員が法定化されているもの等を含む。）
- (2) 特定課題対応に関するもの
市長マニフェスト及び施政方針等に掲げる課題であって、その課題を短期的（事業開始から2、3年のうち）に解決するために必要とされるもの。
- (3) 特定事務の季節的な繁忙期に対応するものであって、予算要求時にその事務が確実に見込まれているもの。

2 物件費

事務事業のあり方を徹底的に見直し、経費の節減・合理化に努めること。特に、以下の点には十分留意すること。

- (1) 特別旅費は、オンラインでの対応が可能なものは原則オンラインを活用すること。現地に出向くことでしか効果が得られないなど、市民に対して十分説明できるもののみ認めるものとする。なお、その場合であっても、出張者は原則1名とし、執行に当たっては、航空機を利用する場合、パック旅行を基本とする。
- (2) 食糧費は、真にやむを得ない場合に限り認めるが、合理的な時間帯、場所、回数等を設定し、執行上節度ある範囲で厳選すること。
- (3) 委託料は、業務に支障をきたさない範囲で、必要最小限の委託内容となるよう見直しを行うこと。調査・設計等については、極力内部対応に努めるなど、経費節減を図ること。
- (4) 備品購入は、原則として更新の場合のみ認めるが、利用状況等を精査し、必要最小限にとどめること。
- (5) 物価や燃料費等の高騰の影響が大きな経費については、令和5年度の決算見込額等を勘案して予算額を見込むこと。

3 維持補修費

計画的な修繕が可能となるよう年度別計画書等を作成の上、要求すること。なお、大規模修繕については、予算要求時に積算根拠を示す資料を提出すること。

4 扶助費

各種法令等に基づき支出するものであり、対象人員等を十分に精査の上、要求すること。特に、年度末に多額の減額補正や不用額の発生がないよう、的確に見積もるとともに、積算根拠を示す資料を提出すること。

5 補助費等

負担金補助及び交付金については、必要性や効果を再検証し、必要最小限にとどめること。特に、多額の繰越金や内部留保がある団体等に対する運営費補助については、その内容を精査し、見直しを図ること。また、補助金調書（直近の収支計算書を添付したもの）及び補助金の交付の根拠となる要綱等を提出すること。

6 投資的経費

厳しい財政状況を踏まえ、各種計画に計上されていても、その必要性、緊急性、事業効果を再検討し、将来の財源不足に備えるため、真に必要な事業を厳選し、必ず特定財源を捕捉すること。また、財源がある真に必要な事業であっても、市の財政状況等を考慮し、必要に応じて事業内容や実施時期等の見直しを行うものとする。

なお、市債の取扱いについては、前述のとおりである。

※予算要求時は、別紙「予算要求にあたっての注意事項」を確認すること。

7 その他

・予算要求の根拠として、事業の効果が分かる資料を必ず準備した上で、予算査定に臨むこと。

・予算の積算資料は、必要に応じて予算要求と同時に提出すること。

・詳細な事業計画等に基づかない予算を計上することにより、事業実施に当たって、当初計画からの大幅な変更や工期の遅延などを伴う事案が多く見受けられる。これに伴い、財源の調整や業者発注等に重大な支障が出ているため、地元調整の見通しなども含め、事業計画の精査を行った上で、予算要求すること。

・原則繰越しは認めないため、年度内に完了するもののみ要求すること。

・定住自立圏の連携事業に伴う負担金等について、計上漏れのないよう留意すること。